

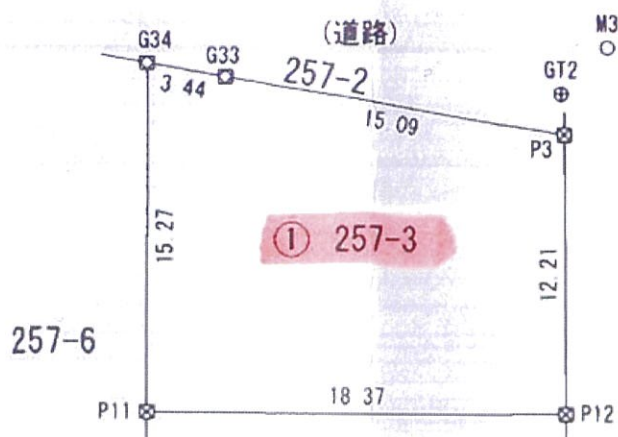
## 物件概要書

所在地	秋田市仁井田字大野257番3		
価格	7,300,000 円	96,200 /坪	仲介手数料 306,900円
地目	田 (「宅地」にしてお引き渡し)		
地積	公簿	251 m <sup>2</sup>	75.92 坪
	実測	251.44 m <sup>2</sup>	76.06 坪
公法上の制限	都市計画：市街化調整区域	建ぺい率： 70 %	
	用途地域：	容積率： 200 %	
	その他：都市機能誘導区域外、居住誘導区域外		
設備	上水道：宅内(20mm)	下水道：宅内	
	電気：東北電力	ガス：プロパン	
道路	秋田市道 北側5.6m		
交通	秋田中央交通バス停「大野三区」140M		
学区	大住小学校(指定変更:仁井田小学校)・御野場中学校、城南中学校		
その他	大住小学校(830M)、仁井田小学校(1,230M)、御野場中学校(990M)		

※建築条件付き

※現況渡し

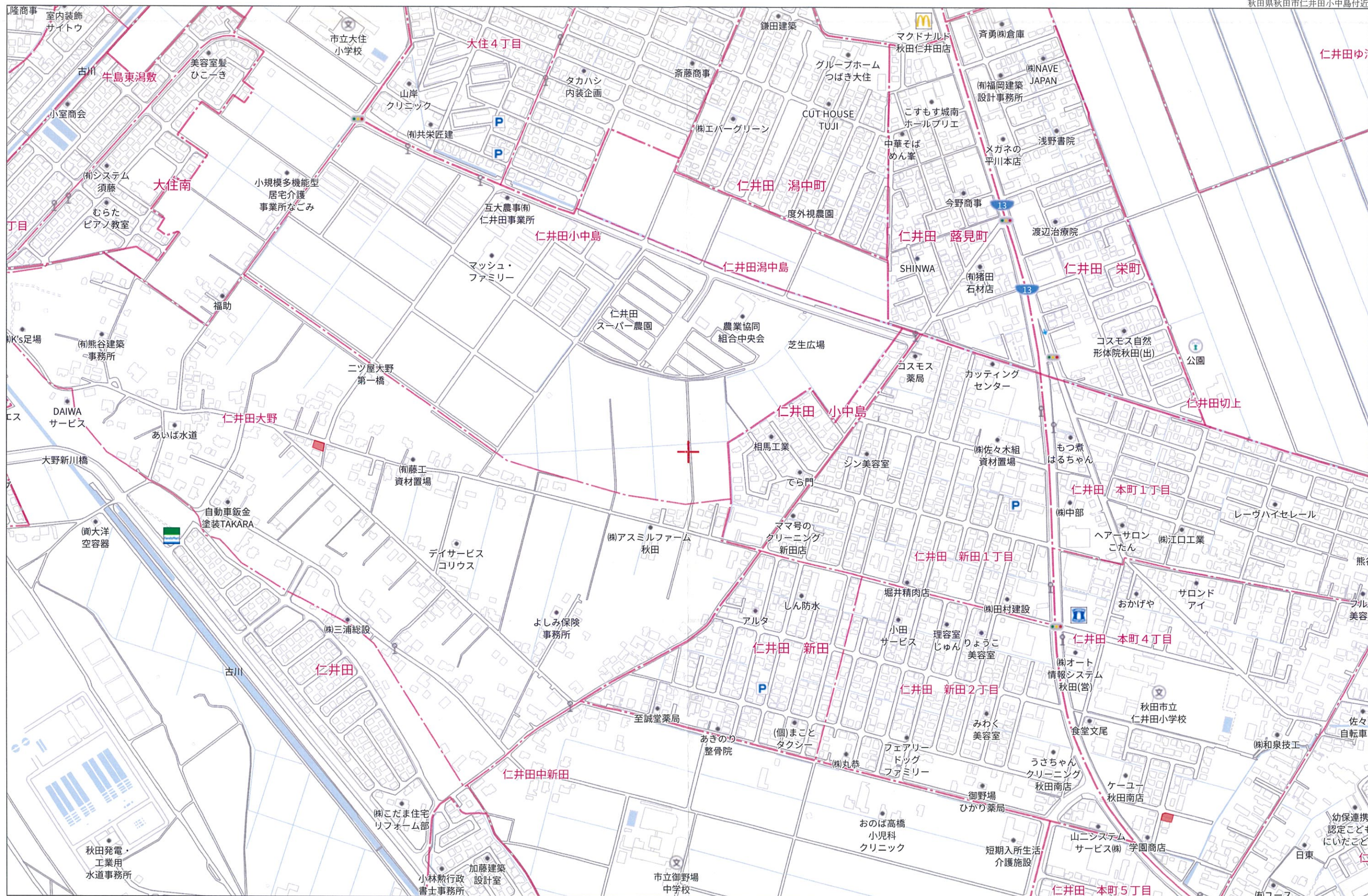
※都市計画法第34条11号の規定による運用基準を満たす方のみ建築可能(別紙)



取引態様:専任媒介



秋田市浜田字館ノ丸152番地15 TEL018-828-1101 担当:  
<http://www.dreambuild.co.jp> E-mail info:dreambuild.co.jp





仁井田大野

雨水調整池

80m

1:1695

- 1 建築物の用途
  - (1) 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅
  - (2) 自己の居住および業務の用に供する一戸建ての兼用住宅  
店舗等の部分の床面積が50㎡以下であって、かつ、延べ面積の2分の1未満であること。
- 2 申請敷地に関すること
  - (1) 敷地面積が200㎡以上であること。  
ただし、200㎡未満であっても、条例で指定される以前から一敷地として使用され、隣接土地との一体性がないものと認められる敷地は、この限りではない。
  - (2) 申請敷地は条例で指定された区域内であること。
  - (3) 一敷地が過大である等により、やむを得ず申請敷地が旗竿（路地）形状（以下「旗竿」という。）となる場合、旗竿については奥一宅地までとし、申請敷地は接する道路境界線からおおむね50m以内とする。
- 3 建ぺい率、容積率  
建ぺい率、容積率については市街化調整区域の基準を超えないものとする。  
建ぺい率は70%、容積率は200%
- 4 道路に関すること  
道路とは、建築基準法第42条に規定する道路とし、道路に接しているとは、建築基準法第43条の規定を満たすこととする。
- 5 申請者の制限  
申請者は、配偶者など世帯構成員を含め居住可能な土地、建物を本市に所有していないこと。  
ただし、所有する土地、建物を自己の居住用として使用できない場合は、この限りではない。
- 6 申請敷地の所有に関すること  
原則、自己の所有地であること。（配偶者などの同居予定者含む）  
ただし、土地の所有者が、申請者の6親等以内の血族、3親等以内の姻族の場合にあっては、この限りではない。
- 7 確認資料等の提出  
上記2、5および6の基準を判断することについては、次のアからカの資料により確認する。
  - ア 法務局の発行する土地登記事項証明書あるいはその写しもしくは売買契約書の写し
  - イ 法務局の発行する公図あるいはその写し
  - ウ 固定資産評価証明書あるいはその写し（保有土地、建物の確認）
  - エ 世帯全員の住民票あるいはその写し
  - オ 建物配置図もしくは求積図
  - カ そのほか市長が必要と認める図書
- 8 その他
  - (1) 他法令による許認可等が必要な場合はその許認可等が受けられるものであること。
  - (2) 法施行令第36条第1項第3号ロに基づく建築許可についてもこの基準を準用する。
  - (3) 法第42条に基づく用途変更についてもこの基準を準用する。

この基準は平成26年7月1日から施行する。

（平成26年6月30日 都市整備部長決裁）

一部改正

この基準は平成31年1月1日から施行する。

（平成30年12月28日 都市整備部長決裁）